

四日市市訓令第5号

庁 中 一 般  
各 公 所

四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程

第1条 四日市市保健所処務規程（平成20年四日市市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

改正後									
別表（第7条関係）									
1 保健予防課（略）									
2 衛生指導課									
事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所長の権限の事務		備考
		専決区分					専決区分		
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長	
(略)									
食品表示法 (平成25年法律第70号)	(略)								

<p>号。以下この項において「法」という。)に基づく事務</p>									
<p>農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号。以下この項において「法」という。)に基づく事務</p>	<p>法第15条第2項の規定による輸出証明書の発行</p>					●	○		同
	<p>法第16条第2項の規定による適合区域の指定</p>					●	○		同
	<p>法第16条第3項から第5項までの規定による適合区域の確認、指定取消、変更及び報告</p>					●	○		同
	<p>法第17条第2項の規定による適合施設の認定</p>					●	○		同
	<p>法第17条第4項から第6項までの規定による確認、改善要求、認定取消及び報告(法第38条第6項において準用する場合を含む。)</p>					●	○		同
	<p>法第38条第2項の規定による報告の徴収、</p>					●	○		同

	<u>物件提出要求、立入調査及び質問</u>								
	<u>法第38条第5項の規定による取消</u>					●	○		同
墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく事務	(略)								
(略)									
<u>覚醒剤取締法</u> （昭和26年法律第252号。以下この項にお	法第4条2項の規定による <u>覚醒剤</u> 施用機関又は <u>覚醒剤</u> 研究者（以下「 <u>覚醒剤</u> 施用機関等」という。）の指定申請の受理（法第30条の5において準用する場合を含む。）					○			特例条例に基づく事務
項にお	法第5条第1項の規定					○			同

いて 「法」 とい う。) ) に基づ く事務	による <u>覚醒剤</u> 施用機関 等への指定証の交付の 経由（法30条の5に おいて準用する場合を 含む。）								
	法第9条第2項の規定 による <u>覚醒剤</u> 施用機関 業務廃止等届出の受理					○			同
	法第9条第3項の規定 による <u>覚醒剤</u> 研究者の 業務廃止等届出の受理					○			同
	法第10条第1項の規 定による指定が失効し た場合の <u>覚醒剤</u> 施用機 関等指定証の返納受理 （法第30条の5にお いて準用する場合を含 む。）					○			同
	法第10条第2項の規 定による業務停止等 による <u>覚醒剤</u> 施用機関等 指定証の返納受理（法 第30条の5において 準用する場合を含 む。）					○			同
	法第10条第3項の規 定による <u>覚醒剤</u> 施用機 関等の指定証の返還交 付（法第30条の5に おいて準用する場合を 含む。）					○			同

	<p>法第11条第1項の規定による<u>覚醒剤</u>施用機関等の指定証の再交付申請の受理（法第30条の5において準用する場合を含む。）</p>				○			同	
	<p>法第11条第2項の規定による再交付後発見した<u>覚醒剤</u>施用機関等指定証の返納受理（法第30条の5において準用する場合を含む。）</p>				○			同	
	<p>法第12条第2項の規定による<u>覚醒剤</u>施用機関の変更届の受理及び指定証の返還受理（法第30条の5において準用する場合を含む。）</p>				○			同	
	<p>法第12条第3項の規定による<u>覚醒剤</u>研究者の変更届の受理及び指定証の返還受理（法第30条の5において準用する場合を含む。）</p>				○			同	
	<p>法第12条第4項の規定による<u>覚醒剤</u>施用機関等への訂正指定証の返還交付の経由（法第30条の5において準</p>				○			同	

用する場合を含む。)								
法第17条第5項の規定による <u>覚醒剤</u> 研究者の <u>覚醒剤</u> の譲渡又は譲受けの許可申請の受理					○			同
法第20条第6項の規定による <u>覚醒剤</u> 研究者の <u>覚醒剤</u> の施用又は交付の申請の受理					○			同
法第22条の2の規定による <u>覚醒剤</u> 施用機関等からの <u>覚醒剤</u> 廃棄届の受理					○			同
法第23条の規定による <u>覚醒剤</u> 施用機関等からの事故届の受理					○			同
法第24条第1項及び第4項の規定による <u>覚醒剤</u> 施用機関等の指定失効時の所有品名及び数量報告の受理					○			同
法第24条第2項及び第4項の規定による <u>覚醒剤</u> 施用機関等の指定失効時の所有品及び数量報告の受理					○			同
法第30条の規定による <u>覚醒剤</u> 施用機関等からの報告の受理					○			同
法第30条の4第1項の規定による <u>覚醒剤</u> 原					○			同

料取扱者及び <u>覚醒剤</u> 原料研究者(以下「 <u>覚醒剤</u> 原料取扱者等」という。)からの業務廃止届出の受理								
法第30条の12第1項第2号の規定による <u>覚醒剤</u> 原料取扱者からの保管場所の届出の受理					○			同
法第30条の13の規定による法第30条の7第4号及び第5号に規定する者からの <u>覚醒剤</u> 原料の廃棄の届出の受理					○			同
(略)								
法第30条の14第1項の規定による法第30条の7第4号から第7号までに規定する者からの <u>覚醒剤</u> 原料の喪失又は所在不明等の事故届の受理					○			申請の受理等の事務
法第30条の14第2項の規定による調剤済み <u>覚醒剤</u> 原料の廃棄に関する届出の受理					●		○	特例条例に基づく事務
法第30条の14第3項の規定による法第30条の9第1項第6号に					●		○	同





	法第32条第2項の規定による <u>覚醒剤</u> 原料の取締上必要があるときの立会検査等					○			同
	法第33条第1項第2号の規定による <u>覚醒剤</u> 監視員の指定のうち、四日市市内に係る法第30条の7第6号及び第7号に規定する者への法第30条の13、法第30条の15第3項及び法第32条第2項に規定する職権を行う者の指定					○			同
	法第35条第3項の規定による国立病院等への <u>覚醒剤</u> 施用機関の診療廃止届、指定証の交付の経由					○			申請の受理等の事務
	法第36条第1項の規定による公立の <u>覚醒剤</u> 施用機関の診療廃止届、指定証の返納及び報告書等の受理					○			同
(略)									
毒物及び劇物取締法 (昭和25年	(略)								
	法第18条の規定による薬事監視員のうちからの毒劇物監視員の指定					○			申請の受理等の事務

法律第 303 号。以 下この 項にお いて 「法」 とい う。） に基づ く事務	法第18条の規定によ る毒物劇物販売業者か らの報告の徴収及び店 舗等への立入検査等 (法第22条第4項及 び第5項において準用 する場合を含む。)					●	○		同
	(略)								
(略)									
3 食品衛生検査所 (略)									
4 健康づくり課 (略)									
5 こども保健福祉課 (略)									
備考									
1 (略)									
2 表中●は、四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年 四日市市規則第32号） <u>第24条</u> の規定により事務の委任を行わない場合の専 決区分とする。									
3 (略)									

改正前				
別表（第7条関係）				
1 保健予防課 (略)				
2 衛生指導課				
事務区分	種類	市長の権限の事務		備考
		保健所 長の権 限の事 務	保健所 長の権 限の事 務	
		専決区分		専決区

							分		
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長	
(略)									
食品表示法（平成25年法律第70号。以下この項において「法」という。）に基づく事務	(略)								
墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく事務	(略)								
(略)									
<u>覚せい剤</u>	法第4条第2項の規定					○			同

<p>取締法 （昭和26年法律第252号。以下この項において「法」という。）に基づく事務</p>	<p>による<u>覚せい剤</u>施用機関又は<u>覚せい剤</u>研究者（以下「<u>覚せい剤</u>施用機関等」という。）の指定申請の受理（法第30条の5において準用する場合を含む。）</p>								
	<p>法第5条第1項の規定による<u>覚せい剤</u>施用機関等への指定証の交付の経由（法第30条の5において準用する場合を含む。）</p>					○			同
	<p>法第9条第2項の規定による<u>覚せい剤</u>施用機関業務廃止等届出の受理</p>					○			同
	<p>法第9条第3項の規定による<u>覚せい剤</u>研究者の業務廃止等届出の受理</p>					○			同
	<p>法第10条第1項の規定による指定が失効した場合の<u>覚せい剤</u>施用機関等指定証の返納受理（法第30条の5において準用する場合を含む。）</p>					○			同
	<p>法第10条第2項の規定による業務停止等による<u>覚せい剤</u>施用機関</p>					○			同

等指定証の返納受理 (法第30条の5において準用する場合を含む。)								
法第10条第3項の規定による <u>覚せい剤</u> 施用機関等の指定証の返還交付(法第30条の5において準用する場合を含む。)					○			同
法第11条第1項の規定による <u>覚せい剤</u> 施用機関等の指定証の再交付申請の受理(法第30条の5において準用する場合を含む。)					○			同
法第11条第2項の規定による再交付後発見した <u>覚せい剤</u> 施用機関等指定証の返納受理 (法第30条の5において準用する場合を含む。)					○			同
法第12条第2項の規定による <u>覚せい剤</u> 施用機関の変更届の受理及び指定証の返還受理 (法第30条の5において準用する場合を含む。)					○			同
法第12条第3項の規					○			同

定による <u>覚せい剤</u> 研究者の変更届の受理及び指定証の返還受理（法第30条の5において準用する場合を含む。）								
法第12条第4項の規定による <u>覚せい剤</u> 施用機関等への訂正指定証の返還交付の経由（法第30条の5において準用する場合を含む。）					○			同
法第17条第5項の規定による <u>覚せい剤</u> 研究者の <u>覚せい剤</u> の譲渡又は譲受けの許可申請の受理					○			同
法第20条第6項の規定による <u>覚せい剤</u> 研究者の <u>覚せい剤</u> の施用又は交付の申請の受理					○			同
法第22条の2の規定による <u>覚せい剤</u> 施用機関等からの <u>覚せい剤</u> 廃棄届の受理					○			同
法第23条の規定による <u>覚せい剤</u> 施用機関等からの事故届の受理					○			同
法第24条第1項及び第4項の規定による <u>覚</u>					○			同

せい剤施用機関等の指定失効時の所有品名及び数量報告の受理									
法第24条第2項及び第4項の規定による <u>せい剤施用機関等の指定失効時の譲渡報告の受理</u>						○			同
法第30条の規定による <u>せい剤施用機関等からの報告の受理</u>						○			同
法第30条の4第1項の規定による <u>せい剤原料取扱者及びせい剤原料研究者（以下「せい剤原料取扱者等」という。）からの業務廃止届出の受理</u>						○			同
法第30条の12第1項第2号の規定による <u>せい剤原料取扱者からの保管場所の届出の受理</u>						○			同
法第30条の13の規定による法第30条の7第4号及び第5号に規定する者からの <u>せい剤原料の廃棄の届出の受理</u>						○			同
(略)									
法第30条の14の規						○			申請の

定による法第30条の7第4号から第7号までに規定する者からの <u>覚せい剤</u> 原料の喪失又は所在不明等の事故届の受理								受理等の事務
法第30の15第1項の規定による第30条の7第4号及び第5号に規定する者からの指定失効時等の <u>覚せい剤</u> 原料の所有量等の報告の受理					○			同
法第30条の15第1項第2号の規定による法第30条の7第6号及び第7号に規定する者からの許可取消時等の <u>覚せい剤</u> 原料の所有量等の報告の受理					○			特例条例に基づく事務
法第30条の15第2項の規定による法第30条の7第4号及び第5号に規定する者からの指定失効時等の <u>覚せい剤</u> 原料の譲渡報告の受理					○			申請の受理等の事務
法第30条の15第2項の規定による法第30条の7第6号及び第7号に規定する者から					○			特例条例に基づく事務



	<p>の許可取消時等の<u>覚せい剤原料</u>の譲渡の報告の受理</p>									
(略)										
	<p>法第32条第2項の規定による<u>覚せい剤原料</u>の取締上必要があるときの立入検査等</p>				○				同	
	<p>法第33条第1項第2号の規定による<u>覚せい剤</u>監視員の指定のうち、四日市市内に係る法第30条の7第6号及び第7号に規定する者への法第30条の13、法第30条の15第3項及び法第32条第2項に規定する職権を行う者の指定</p>			○					同	
	<p>法第35条第3項の規定による国立病院等への<u>覚せい剤</u>施用機関の指定証の交付の経由</p>				○				申請の受理等の事務	
	<p>法第36条第1項の規定による公立の<u>覚せい剤</u>施用機関の診療廃止届、指定証の返納及び報告等の受理</p>				○				同	
(略)										

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。）に基づく事務	(略)								
	法第17条第2項の規定による薬事監視員のうちからの毒物劇物監視員の指定								同
	法第17条第2項の規定による毒物劇物販売業者からの報告の徴収及び店舗等への立入検査等（法第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）					●	○		同
	(略)								
(略)									
3 食品衛生検査所 (略)									
4 健康づくり課 (略)									
5 こども保健福祉課 (略)									
備考									
1 (略)									
2 表中●は、四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号） <u>第22条</u> の規定により事務の委任を行わない場合の専決区分とする。									
3 (略)									

第2条 四日市市保健所処務規程の一部を次のように改正する。

改正後	
別表（第7条関係）	
1	保健予防課 (略)
2	衛生指導課



	法第64条第2項の規定による食品衛生監視指導計画の公表及び住民の意見の聴取					●	○		同
	法第65条の規定による施策の実施状況の公表及び住民の意見の聴取					●	○		同
	(略)								
(略)									
3 食品衛生検査所 (略)									
4 健康づくり課 (略)									
5 こども保健福祉課 (略)									
備考 (略)									

改正前									
別表 (第7条関係)									
1 保健予防課 (略)									
2 衛生指導課									
事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所長の権限の事務		備考
		専決区分					専決区分		
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長	
食品衛生法 (昭和	法第24条の規定による食品衛生監視計画の策定、公表及び報告			○					政令市長の事務

22年 法律第 233 号。以 下この 項にお いて 「法」 とい う。） に基づ く事務	(略)					●	○		同
	(略)								
	法第59条第1項及び 第2項の規定による食 品等に起因して死亡し た者等の死体の解剖 (法第62条第1項に おいて準用する場合を 含む。)			○					同
	(略)								
	法第64条第2項の規 定による食品衛生監視 指導計画の公表及び住 民の意見の聴取			○					政令市長 の事務
	法第65条の規定によ る施策の実施状況の公 表及び住民の意見の聴 取			○					同
	(略)								
(略)									

3 食品衛生検査所 (略)

4 健康づくり課 (略)

5 こども保健福祉課 (略)

備考 (略)

第3条 四日市市保健所処務規程の一部を次のように改正する。

改正後									
別表（第7条関係）									
1 保健予防課（略）									
2 衛生指導課									
事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所長の権限の事務		備考
		専決区分					専決区分		
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長	
食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この項において「法」という。）に基づく事務	(略)					●	○		特例条例に基づく事務
	法第25条第1項の規定による規格が定められた食品、添加物、器具及び容器包装の検査（ <u>法第68条第1項及び第3項</u> において準用する場合を含む。）					●	○		同
	法第26条第1項の規定による食品、添加物、器具及び容器包装の検査命令（ <u>法第68条第1項</u> において準用する場合を含む。）					●	○		同
	法第26条第5項の規定による検査結果の通					●	○		同

	<p>知の經由（<u>法第68条第1項</u>において準用する場合を含む。）</p>								
	<p>法第28条第1項の規定による臨検検査、収去等の実施（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものを除く。）（<u>法第68条第1項及び第3項</u>において準用する場合を含む。）</p>				●	○			政令市長の事務
	<p>法第30条第1項の規定による食品衛生監視員の任命（<u>法第68条第1項及び第3項</u>において準用する場合を含む。）</p>		○						同
	<p>法第30条第2項の規定による食品等の監視又は指導（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉にかかるものを除く。）（<u>法第68条第1項及び第3項</u>において準用する場合を含む。）</p>				●	○			同
	<p>法第48条第8項の規定による食品衛生管理</p>				●	○			同

<p>者の届出の受理（<u>法第68条第1項</u>において準用する場合を含む。）</p>								
<p><u>法第55条</u>の規定による営業の許可（<u>法第68条第1項</u>において準用する場合を含む。）</p>				●	○		同	
<p><u>法第56条第2項</u>の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理（<u>法第57条第2項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）</p>				●	○		同	
<p><u>法第57条第1項</u>の規定による営業の届出の受理（<u>法第68条第1項</u>及び<u>第3項</u>において準用する場合を含む。）</p>				●	○		同	
<p><u>法第58条</u>の規定による回収着手の届出の受理及び報告（<u>法第68条第1項</u>において準用する場合を含む。）</p>				●	○		同	
<p><u>法第59条</u>の規定による食品等の廃棄命令等（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉にかかるものを除く。）（<u>法第</u></p>				●	○		同	



	<u>68条第1項及び第3項</u> において準用する場合を含む。)								
	<u>法第60条第1項</u> の規定による営業の許可の取消し及び営業の禁止又は停止（ <u>法第68条第1項及び第3項</u> において準用する場合を含む。)					●	○		同
	<u>法第61条</u> の規定による施設の整備改善の命令等（ <u>法第68条第1項及び第3項</u> において準用する場合を含む。)					●	○		同
	<u>法第62条</u> の規定による国庫負担の受領					○			同
	<u>法第63条第1項及び第2項</u> の規定による食中毒患者等に関する届出の受理、報告及び調査						○		保健所長の事務
	<u>法第63条第3項</u> の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告			○					政令市長の事務
	<u>法第63条第4項</u> の規定による食中毒患者等に関する報告						○		保健所長の事務
	<u>法第63条第5項</u> の規			○					政令市長

	定による食中毒患者等に関する調査の厚生労働大臣への報告								の事務
	<u>法第64条第1項及び第2項</u> の規定による食品等に起因して死亡した者等の死体の解剖（ <u>法第68条第1項</u> において準用する場合を含む。）					●	○		同
	<u>法第65条</u> の規定による大規模食中毒発生時の厚生労働大臣への報告			○					同
	<u>法第67条第2項</u> の規定による食品衛生推進員の委嘱			○					同
	<u>法第70条第2項</u> の規定による食品衛生監視指導計画の公表及び住民の意見の聴取					●	○		同
	<u>法第71条</u> の規定による施策の実施状況の公表及び住民の意見の聴取					●	○		同
食品表示法 （平成25年法律第70	（略）								
	法第8条第1項の規定による報告徴収、物件提出要求、立入検査、質問及び収去					●	○		同
	<u>法第10条の2</u> の規定					●	○		同

号。以下この項において「法」という。)に基づく事務	による届出の受理及び公表								
	(略)								
	(略)								
3 食品衛生検査所 (略)									
4 健康づくり課 (略)									
5 こども保健福祉課 (略)									
備考 (略)									

改正前									
別表 (第7条関係)									
1 保健予防課 (略)									
2 衛生指導課									
事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所長の権限の事務		備考
		専決区分					専決区分		
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長	
食品衛生法 (昭和	(略)								
	法第25条第1項の規定による規格が定めら					●	○		特例条例に基づく

22年 法律第 233 号。以 下この 項にお いて 「法」 とい う。） に基づ く事務	れた食品、添加物、器 具及び容器包装の検査 ( <u>法第62条第1項及 び第3項</u> において準用 する場合を含む。)								事務
	法第26条第1項の規 定による食品、添加 物、器具及び容器包装 の検査命令 ( <u>法第62 条第1項</u> において準用 する場合を含む。)					●	○		同
	法第26条第5項の規 定による検査結果の通 知の経由 ( <u>法第62条 第1項</u> において準用す る場合を含む。)					●	○		同
	法第28条第1項の規 定による臨検検査、収 去等の実施 (と畜場内 における食肉及び食鳥 処理場内における食鳥 肉に係るものを除 く。)( <u>法第62条第 1項及び第3項</u> におい て準用する場合を含 む。)					●	○		政令市長 の事務
	法第30条第1項の規 定による食品衛生監視 員の任命 ( <u>法第62条 第1項及び第3項</u> にお いて準用する場合を含			○					

む。)										
法第30条第2項の規定による食品等の監視又は指導（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉にかかるものを除く。）（ <u>法第62条第1項及び第3項</u> において準用する場合を含む。）					●	○				同
法第48条第8項の規定による食品衛生管理者の届出の受理（ <u>法第62条第1項</u> において準用する場合を含む。）					●	○				同
<u>法第52条</u> の規定による営業の許可（ <u>法第62条第1項</u> において準用する場合を含む。）					●	○				同
<u>法第53条第2項</u> の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理					●	○				同
<u>法第54条</u> の規定による食品等の廃棄命令等（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉にかかるものを除く。）（ <u>法第</u>					●	○				同

	<u>6 2 条第 1 項及び第 3 項</u> において準用する場合を含む。)								
	<u>法第 5 5 条第 1 項</u> の規定による営業の許可の取消し及び営業の禁止又は停止 ( <u>法第 6 2 条第 1 項及び第 3 項</u> において準用する場合を含む。)				●	○			同
	<u>法第 5 6 条</u> の規定による施設の整備改善の命令等 ( <u>法第 6 2 条第 1 項及び第 3 項</u> において準用する場合を含む。)				●	○			同
	<u>法第 5 7 条</u> の規定による国庫負担の受領				○				同
	<u>法第 5 8 条第 1 項及び第 2 項</u> の規定による食中毒患者等に関する届出の受理、報告及び調査					○			保健所長の事務
	<u>法第 5 8 条第 3 項</u> の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告			○					政令市長の事務
	<u>法第 5 8 条第 4 項</u> の規定による食中毒患者等に関する報告					○			保健所長の事務
	<u>法第 5 8 条第 5 項</u> の規			○					政令市長

定による食中毒患者等に関する調査の厚生労働大臣への報告								の事務
<u>法第59条第1項及び第2項</u> の規定による食品等に起因して死亡した者等の死体の解剖（ <u>法第62条第1項</u> において準用する場合を含む。）					●	○		同
<u>法第60条</u> の規定による大規模食中毒発生時の厚生労働大臣への報告			○					同
<u>法第61条第2項</u> の規定による食品衛生推進員の委嘱			○					同
<u>法第64条第2項</u> の規定による食品衛生監視指導計画の公表及び住民の意見の聴取					●	○		同
<u>法第65条</u> の規定による施策の実施状況の公表及び住民の意見の聴取					●	○		同
<u>食品衛生法施行規則</u> （ <u>昭和23年厚生省令第23号</u> ） <u>第71条</u> の規定による営業許可申請事項の変更届の受理					●		○	<u>政令市長</u> <u>の事務</u>
三重県魚介類行商営業					○			申請の受

	<u>条例（昭和37年三重県条例第34号）の規定による行商営業の許可申請、廃業届等の受理、許可証、記章等の交付等</u>								<u>理等の事務</u>
	<u>三重県魚介類行商営業条例施行規則（昭和37年三重県規則第30号）の規定による行商営業の許可申請、許可証等に係る申請書、許可証等の返納の受理等</u>					○			<u>同</u>
	<u>四日市市ふぐの取扱いに関する規則（平成20年四日市市規則第38号）第7条の規定による営業届の受理及び届出済証の交付</u>					○			<u>政令市長の事務</u>
	<u>四日市市ふぐの取扱いに関する規則第8条の規定による取扱者の設置届等の受理</u>					○			<u>同</u>
食品表示法 （平成25年法律第70号。以下この	（略）								
	法第8条第1項の規定による報告徴収、物件提出要求、立入検査、質問及び収去					●	○		同
	（略）								



項にお いて 「法」 とい う。) に基づ く事務	
(略)	
3 食品衛生検査所 (略)	
4 健康づくり課 (略)	
5 こども保健福祉課 (略)	
備考 (略)	

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 令和2年6月1日
- (2) 第3条の規定 令和3年6月1日

(健康福祉部衛生指導課)